

令和 8 年（2026 年） 3 月 2 日	
所 属	人事課
所属長	辻本 悟
電 話	06－6489－6177

酒気帯び運転をした職員に対する懲戒処分について

1 被処分者

危機管理安全局 一般職員（男性）

2 処分内容

停職 3 月

（地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号）

3 処分日

令和 8 年（2026 年） 3 月 2 日（月）

4 処分の概要

令和 7 年 11 月 1 日、被処分者は鹿児島県内の居酒屋で飲酒后、紛失したスマートフォンを探すため原動機付自転車を運転した。それに同行した友人が単独事故を起こしたため、救急要請した際、警察官より呼気検査を求められ 0.25mg 以上のアルコールが検出された。

当事案は本市職員としての信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であることから、地方公務員法の規定に基づき懲戒処分を行った。

以 上